

## OECDテスト実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条第1項第1号に掲げる農業等に関する技術上の検査のうち、農用トラクターOECD標準テストコード（経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の定めた農用トラクターに係る国際的試験方法・基準をいう。以下「コード」という。）による農用トラクターOECDテスト（以下「OECDテスト」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (OECDテストを行う組織)

第2条 農研機構が行うOECDテストは、農業機械研究部門（以下「農機研」という。）において行うものとする。

2 理事長は、OECDテストの実施に関する権限を、農業機械研究部門所長（以下「所長」という。）に委任する。

### (対象とするトラクター等)

第3条 OECDテストを行う農用トラクター又は農用トラクター用安全キャブ及び安全フレーム（以下「トラクター等」という。）は、コードに規定されているトラクター等であって、市販のため通常製造されたものとする。ただし、当該トラクター等と同一型式のトラクター等について他のコードに加盟している公式試験機関においてOECDテストを受け、その結果についてOECDの承認を得たもの又はOECDテスト中のものを除くものとする。

2 前項の農業機械の提出に要する経費は、OECDテストを依頼する者（以下「依頼者」という。）の負担とする。

### (依頼の手続)

第4条 OECDテストの依頼は、所長に対し所長が定める依頼書を提出して行うものとする。

2 依頼書には、仕様書、図面等所長が定める資料を添付するものとする。

### (試験手数料及びその納付の方法等)

第5条 OECDテストの実施に要する試験手数料（以下「手数料」という。）は、別表のとおりとする。

2 依頼者は、本部管理本部さいたま管理部長が発行する請求書により、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

(試験省略措置)

第6条 依頼者は、OECDテストを依頼しようとするトラクター等が次に掲げるものであって、所長が適当であると認める場合には、OECDテストのために行う試験の一部を省略する措置（以下「試験省略措置」という。）を受けることができる。

- 一 OECDテストを受けたもの（同時受検するものも含む。）と同等の構造・装備を有するトラクター等
- 二 農業機械安全性検査実施規程（30規程第167号）に定める農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）又は農業機械一般性能試験実施規程（30規程第168号）に定める農業機械の一般性能試験（以下「一般性能試験」という。）を受けたものと同様の構造・装備を有するトラクター等
- 三 依頼者が安全性検査の実施方法及び基準の規定に基づき試験成績書を作成し、提出しているトラクター等
- 四 農業機械関連業務技術指導実施規程（15規程第72号）第2条に規定する技術指導を受けたトラクター等

(試験省略措置の申請手続)

第7条 前条の規定に基づき試験省略措置を希望する依頼者は、第4条第1項に定めるOECDテスト依頼を行う際に、所長が定める確認依頼書により、所長に申請するものとする。この場合において、成績の転用を希望するときは、当該トラクター等に係る試験成績書を添付するものとする。

- 2 所長は、前項の規定により依頼者から試験省略措置の申請があった場合には、当該試験省略措置の可否について検討を行い、所長が定める通知書により、その可否を依頼者に通知するものとする。
- 3 所長は、試験省略措置の可否を検討するに当たっては、必要に応じて、当該試験省略措置の申請があったトラクター等を、指定する場所に提出させることができる。この場合において、依頼者は、当該トラクター等の提出に要する経費を負担しなければならない。
- 4 試験省略措置を希望する依頼者のうち、第1項の規定により試験成績書を添付する者は、農機研が当該試験成績書の作成の際に用いた記録及び関係書類の提出を求めたときには、当該記録及び関係書類を提出しなければならない。

(OECDテストの試験省略措置を行う場合の手数料)

第8条 試験省略措置を行う場合のトラクター等に係るOECDテストの手数料は、その省略する試験の内容に応じて減額することができるものとし、その額は通知書により依頼者に通知するものとする。

(受託契約の締結)

第9条 所長は、OECDテストの実施に当たっては、所長が定めるところにより依頼者と受託契約を締結するものとする。

(確認依頼書の記載内容と相違している場合の処置)

第10条 農機研は、試験省略措置を行うトラクター等に係るOECDテストのための試験を開始した後、当該トラクター等の構造等が確認依頼書の記載内容と相違していると認められた場合には、原則として、当該OECDテストを中止するものとする。

(OECDテスト結果の取扱い)

第11条 所長は、OECDテストを実施した結果についてテストレポートを作成し、OECDの承認を得たときは、その成績を公表するとともに、依頼者に通知するものとする。

(OECDテスト承認機の構造等変更の届出)

第12条 依頼者は、OECDの承認を得た機械の構造、寸法、装備、材料又は製造方法に変更を加えたときは、速やかにその内容を明らかにした資料を添えて所長が定める変更届出書を所長に提出するものとする。所長は、提出された変更届出書により、再OECDテストの要否等を確認し、その結果を依頼者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、OECDテストの運営等に関し必要な事項は、理事(基盤技術担当)の了解を得て、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前に現行の規程の廃止に関する規程の一部を改正する規程(30-28規程第63-8号)により廃止した型式検査の実施に関する規程(15規程第69号)による型式検査(農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレームに限る。)が行われた農業機械については、その成績の転用の元となる型式として試験省略の措置を受けることに関しては、なお従前の例による。

附 則(平成31.4.1 31-4規程第169-1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元.12.9 31-18規程第169-2号)

この規程は、令和元年12月9日から施行する。

附 則(令和3.4.1 03-9規程第169-3号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6.4.1 06規程第169-4号）  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8.3.23 07-24規程第169-5号）  
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

OECDテストの手数料表

OECDテストコードの種類		1型式当たり 手数料（円）
コード2	トラクター性能限定コード （主PTO性能、揚力及び油圧出力性能）	1,339,800
コード4	静的試験 （トラクター最小後輪輪距1150mmを超えるもの）	1,034,000
コード5	運転者耳元騒音試験	262,900
コード6	静的試験（前部装着型ROPS）	1,034,000
コード7	静的試験（後部装着型ROPS）	1,034,000
コード8	静的試験（装軌式トラクター用ROPS）	1,034,000

- 備考 1) 手数料の金額は、消費税相当額を含む金額である。
- 2) 農用トラクターについて、コード2と随意試験を実施する場合並びに農用トラクター用安全キャブ及び安全フレームについてコード5（耳元騒音試験）を実施する場合には、重複する項目について経費が減額できるものとする。